

シ・0・0（有効・保存期間：平成40年12月末）

一般（備二）第124号

平成30年7月23日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

山形県警察新型インフルエンザ等対策委員会の設置について（通達）

新型インフルエンザ等が発生した場合に事態を的確に把握し県民の安全を確保するため、別添のとおり、山形県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱を定め、山形県警察新型インフルエンザ等対策委員会を設置することとしたので、事態発生時には適切に対処されたい。

なお、「山形県警察新型インフルエンザ対策委員会の設置について」（平成20年8月21日付け一般（備二）第90号）は、平成30年7月23日限り、無効とする。

（担当） 警備第二課課長補佐

別添

## 山形県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

### 1 設置

山形県警察本部に山形県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

### 3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長、警備部長
委員	生活安全部長
	刑事部長
	交通部長
	首席監察官
	警察学校長
	情報通信部長
	警務部理事官
	生活安全部理事官
	刑事部理事官

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 4 幹事会

(1) 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事案を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警備部長
副幹事長	警務部理事官兼警務課長、警備部参事官兼警備第一課長
幹事	警務部参事官兼総務企画課長
	警務部参事(官)兼会計課長
	生活安全部参事官兼生活安全企画課長
	刑事部参事官兼刑事企画課長
	交通部参事官兼交通企画課長
	警備第二課長
	情報通信部機動通信課長

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

## 5 連絡室

(1) 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

(2) 連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長	警備第二課長
副室長	警備第二課災害対策官兼警備指導官
室員	各部の企画・調整担当管理官及び業務担当の調査官並びに課長補佐の職にある者のうち、幹事長が別に指定する者

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

## 6 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備第二課において処理する。